（毎週火・金曜日発行）

県章

山形県公報

令和６年３月31日（日）

号　外（７）

目　次

規　則

○山形県県税規則の一部を改正する規則……………………………………………………………（税　政　課）…１

規　則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月31日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

山形県規則第42号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則（昭和29年６月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

附則第12項第２号中「主要構造部」を「建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２イに規定する特定主要構造部」に、「建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の３イ」を「同条第９号の３イ」に、「附則第３条の２の15」を「附則第３条の２の16」に改め、同項３号中「附則第３条の２の16」を「附則第３条の２の17」に改める。

別記第97号の４様式中

「

地方税法第72条の25第３項
〃　第72条の25第５項
（　〃　第72条の28第２項）
（　〃　第72条の29第２項）
地方税法施行令第24条の４第１項
（　〃　第24条の４の３第１項）

」を

「

地方税法第72条の25第３項
〃　第72条の25第５項
（　〃　第72条の28第２項）
（　〃　第72条の29第２項）
（　〃　第72条の29第６項）
地方税法施行令第24条の４第１項
（　〃　第24条の４の３第１項）

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

２　改正後の山形県県税規則（以下「新規則」という。）附則第12項（第２号に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日以後に新築される同項に規定する貸家住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用

し、同日前に新築された改正前の山形県県税規則附則第12項に規定する貸家住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

3　改正前の山形県県税規則により作成した用紙で新規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

令和６年３月31日印刷　発行所　山　形　県　庁
令和６年３月31日発行　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。